

大分県報

平成二十八年
号外（一九）
三月二十二日

（火曜日）

目次

規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一

規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の風俗営業等関係事務の項中「許可手数料」を「風俗営業許可申請手数料」に、「許可証再交付手数料」を「風俗営業許可証再交付手数料」に、「許可証書換え手数料」を「風俗営業許可証書換え手数料」に、「相続承認申請手数料」を「風俗営業相続承認申請手数料」に、「合併承認申請手数料」を「風俗営業合併承認申請手数料」に、「分割承認申請手数料」を「風俗営業分割承認申請手数料」に、「構造設備変更承認申請手数料」を「風俗営業構造設備変更承認申請手数料」に、「管理者講習手数料」を「風俗営業管理者講習手数料」に、

届出確認書再交付手数料

を

届出確認書再交付手数料

平成二十八年三月二十二日

特定遊興飲食店営業許可申請手数料	
特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	
特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料	
特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	
特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料	
特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料	
特定遊興飲食店営業構造設備変更承認申請手数料	
特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料	
特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料	
特定遊興飲食店営業管理者講習手数料	

附則

（施行期日等）

1 この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次項の規定は、同年三月二十三日から施行する。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（平成二十八年大分県条例第二号）附則第二項の規定に基づき同条例による改正後の大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）別表第三の規定の例によ

に改める。

大分県報号外（規則）

一

平成二十八年三月二十二日

り納付される手数料は、平成二十八年六月二十二日までの間、大分県収入証紙に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十三号）第二条の規則で定める歳入とする。

大分県報号外（規則）